

裁判長
認印



調 書 (決定)

事件の表示	平成19年(行ツ)第216号 平成19年(行ヒ)第228号
決定日	平成19年10月26日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	中川了 津野 今井 古田 佑 滋修 功紀
当事者等	上告人兼申立人 弘 前 市 長 同訴訟代理人弁護士 相 馬 鋳 一通 同補助参加人 三 上 雅 嗣 被上告人兼相手方 福 士 博 五 被上告人兼相手方 大 内 浪 利 被上告人兼相手方 竹 高 松 利 純 被上告人兼相手方 高 松 利 昌
原判決の表示	仙台高等裁判所平成18年(行コ)第20号(平成19年4月26日判決)

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成19年10月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 我妻 容子 (印)

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 我妻 容子



(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。